平成２８年（フ）第３９２号
埼玉県吉川市木売２丁目18番地12　プラチド205
債務者　谷　　杏里
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５６号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目２番45号
債務者　長谷川雅代
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
埼玉県熊谷市石原254番地　関口アパート
債務者　池田　勝博
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９４号
埼玉県比企郡小川町大字大塚21番地１
債務者　吉岡　正浩
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１８０８号
札幌市白石区本通11丁目南６番16号　サンハイツ７号
債務者　福士　　勝
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８４９号
札幌市手稲区曙５条２丁目７番30―305号
債務者　遠藤　知子（旧姓滝本）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５４号
札幌市豊平区月寒東１条10丁目11番７号　パールハイツ５号
債務者　大黒　祐二
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８５９号
札幌市豊平区中の島２条５丁目２番10号　アーバンコート中の島Ｂ―202号
債務者　開米　育子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１８号
群馬県高崎市箕郷町矢原1060番地２
債務者　関口　　徹
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２２５号
群馬県高崎市中泉町620番地７　シティーハイツトレニア302号
債務者　桑原　香織
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３５９号
静岡県伊豆の国市南條1553番地の１　メープルシャトー　201号
債務者　山本　若菜
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４５３号
福岡県福津市西福間４丁目２番326号
債務者　石原加奈美（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５５２号
福岡市早良区原４丁目５番20―403号
債務者　有田　浩美
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６０９号
福岡市博多区博多駅南１丁目３番―24　リファレンス博多203号
債務者　原口　紀子
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０号
島根県出雲市小山町574番地８　第６吾郷ビル665
債務者　高橋　秀徳
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後２時50分
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４２号
島根県江津市嘉久志町イ576番地７
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第４１５９号
大阪府東大阪市水走１丁目５番25号
債務者　小池　偉夫
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部